

令和7年教育委員会第4回定例会会議録

開会日時 令和7年4月10日 午前 13時30分

閉会日時 同 上 午前 13時50分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 小 花 高 子

同職務代理者 井 口 信 二

委 員 久 保 洋 子

委 員 壺 内 明

委 員 谷 部 憲 子

議場出席委員

- | | | | |
|-----------------|--------|-----------------|--------|
| ・教 育 次 長 | 山崎 淳 | ・学校教育担当部長 | 山梨 智弘 |
| ・教 育 総 務 課 長 | 羽田 顕 | ・学 校 施 設 課 長 | 川端 嘉彦 |
| ・学校施設整備担当課長 | 加藤 義人 | ・学 務 課 長 | 大倉 義雄 |
| ・教 育 指 導 課 長 | 杉山 茂 | ・学校教育推進担当課長 | 江川 泰輔 |
| ・総合教育センター教育支援課長 | 二ノ宮 正信 | ・総合教育センター管理担当課長 | 松井 美貴子 |
| ・統 括 指 導 主 事 | 青木 大輔 | ・統 括 指 導 主 事 | 田辺 留美子 |
| ・地 域 教 育 課 長 | 高橋 裕之 | ・放 課 後 支 援 課 長 | 宮 木 亮 |
| ・生 涯 学 習 課 長 | 土居 真喜 | ・生涯スポーツ課長 | 張替 武雄 |
| ・中 央 図 書 館 長 | 香川 幸博 | | |

書 記 ・教育企画係長 木村 圭佑

開会宣言 教育長 小 花 高 子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小 花 高 子 委 員 井 口 信 二 委 員 久 保 洋 子

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 13時30分

○教育長 皆様、こんにちは。本日、田中委員よりご欠席のご連絡を頂いておりますけれども、出席委員は定足数に達しておりますので、令和7年教育委員会第4回定例会を開会いたします。

議事に先立ちまして、職員の人事異動がございましたので、教育総務課長より報告をさせていただきます。

教育総務課長。

○教育総務課長 4月1日付で教育委員会の人事異動がございましたので、紹介をさせていただきます。

教育次長、山崎淳でございます。

○教育次長 はい。ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育総務課長 学校施設課長、川端嘉彦でございます。

○学校施設課長 はい。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 学校施設整備担当課長、加藤義人でございます。

○学校施設整備担当課長 はい。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 学務課長、大倉義雄でございます。

○学務課長 はい。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 教育指導課長、杉山茂でございます。

○教育指導課長 はい。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 総合教育センター管理担当課長、松井美貴子でございます。

○総合教育センター管理担当課長 はい。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 放課後支援課長、宮木亮でございます。

○放課後支援課長 はい。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 生涯学習課長、土居真喜でございます。

○生涯学習課長 はい。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 生涯スポーツ課長、張替武雄でございます。

○生涯スポーツ課長 はい。よろしくお願い致します。

○教育総務課長 中央図書館長、香川幸博でございます。

○中央図書館長 はい。よろしくお願い致します。

○教育総務課長 最後に私、教育総務課長、羽田颯でございます。よろしくお願い致します。

紹介は以上でございます。よろしくお願い致します。

○教育長 それではよろしくお願い致します。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は報告事項等が4件でございます。

報告事項等の1「『かつしかのきょういく』（第157号）の発行について」の報告をお願い

します。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、「『かつしかのきょういく』（第 157 号）の発行について」のご説明を申し上げます。

こちらの広報誌は、令和 7 年 5 月 31 日発行予定のものでございます。

まず 1 ページでございますけれども、東四つ木小学校の開校について、カラー印刷にて掲載いたします。おめくりいただきまして、2 ページに「令和 7 年度教育費の概要」。3 ページに「親子の手紙コンクール」と「朝食レシピコンテスト」の実施、「かつしかっ子賞」の表彰について掲載いたします。

おめくりいただきまして、4 ページから 5 ページをご覧ください。こちらは特集記事といたしまして、「葛飾区は子どもたちを応援しています」という内容で、今年度の新規事業及び拡充事業を中心に掲載いたします。こちらカラーページとなっております。

おめくりいただきまして、6 ページには「かつしかプログラミングコンテスト」の開催や「中学生の職場体験」、「校庭遊び場開放」と「優秀な職員の表彰」について掲載をいたします。

7 ページの上段には「教育長室から」、下段左側には「教育委員会の動き」、その右側には「電子書籍の推進」と「いじめホットライン」の紹介記事を掲載いたします。

おめくりいただきまして、最終の 8 ページをご覧ください。こちらカラー印刷になりますけれども、上段には「かつしか郷土かるた全区競技大会」について、下段には「道上小学校の新校舎完成」について掲載してまいりたいと考えてございます。

こちらについての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございましたら、お願いしたいと思います。

壺内委員。

○壺内委員 毎回ですが、「かつしかのきょういく」の編集に携わっている教育総務課の皆さんには本当に心から感謝いたします。誌面の構成に本当に工夫等が見られまして、教育委員会の取組は当然書きますけれども、子どもたちの活躍の様子や、優秀な教員を書いてくださっています。今年の新規採用が 159 名と聞いており、数が非常に多いですが、そういう方々も読んでみて「葛飾ではこのようなことに取り組んでいるのだな。私もやってみたいな」というような夢と希望を持つことができます。子どもたちについても同様、自分で自信を深めていくことができると思います。本当に、編集に携わっている教育総務課の皆さんには、心から感謝いたします。

今後とも一つ頑張ってください。よろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の1を終わります。

次に、報告事項等の2「令和7年度道徳授業地区公開講座の実施について」の報告をお願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 「令和7年度道徳授業地区公開講座の実施について」のご説明いたします。

まず項番1「概要」でございます。以下の趣旨に基づき、道徳授業地区公開講座を実施いたします。（1）道徳科の授業の質を高め、道徳科の授業の活性化を図ります。（2）道徳科の授業を公開することにより、開かれた学校づくりを推進いたします。（3）子どもの豊かな心を育てるための意見交換会を通して、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進いたします。

項番2「実施の予定日」でございます。次のページをご覧ください。1学期13校、2学期45校、3学期15校を予定してございます。

最初のページにお戻りください。項番3「令和7年度の実施に向けて」でございます。（1）道徳科の授業の活性化に向けて、令和6年度はさらに児童・生徒が積極的に議論し、自分の考えを深め、他者の意見を受け止められるよう実施いたしました。令和7年度は、ICTを効果的に活用し、子ども一人一人が自分の意見を考え、他者と意見交換をすることで、多面的・多角的な考えに触れ、より自分の考えが深まるよう指導・助言をしてまいります。（2）学校・家庭・地域の連携に向けて、これまでも学校だよりやホームページ等で道徳授業地区公開講座の内容を共有し、道徳教育の取組を推進いたしました。令和7年度も引き続き、各学校が道徳教育の取組を積極的に発信するとともに、授業や意見交換会等を工夫して実施することができるよう教員の研修の充実を図りたいと思っております。

項番4「参加状況」でございます。令和6年度でございますけれども、小学校の授業参観につきましては、1万3,790人。意見交換会は1,609人で行いました。（2）中学校でございますけれども、授業参観が1,450人、意見交換会が397人というところで、年々増えているところでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと存じます。

井口委員、お願いします。

○井口委員 参加状況の数字について質問なのですが、小学校の令和5年度の授業参観が極端に少ないのはなぜなのでしょう。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 令和5年度の数が少ないというところでございますけれども、コロナ禍の影

響で学校の参観ができないという状況でございまして、数が減っているところでございます。ただ、令和6年度にかけてコロナ禍の影響が緩和しまして、増加しているというところでございます。

以上でございます。

○教育長 よろしいですか。

○井口委員 関連してもう一点質問させていただきます。参加者は少なかったのだけれども、意見交換会の人数は例年どおりというところで、この時だけ授業参観と意見交換会の参加者の割合で見ると、かなりよくなっているように思います。そうすると、参加者の増減にかかわらず、意見交換会に残られる方は毎年大体同じぐらいなので、どの学校も意見交換会に参加していただくのは、とても苦勞しているのではないかと思います。

いろいろ取組をしていると思うのですけれども、何か意見交換会の持ち方で、成果が上がっている具体的な例があったら、ほかの学校に広めてあげるのがよいと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まず、意見交換会の持ち方ですけれども、様々な工夫をしております。例えば、講師を呼んで子育てについての講演会を行っていたり、子育てについて保護者同士で協議する場面を設けたりという工夫は見られてございます。

以上でございます。

○井口委員 分かりました。では最後にもう一つ、これは感想なのですが、中学校の道徳の授業が、非常によくなっていると思います。

去年、道徳の授業についても研究発表がありまして、大道中だったと思いますが、本当に子どもたちがある問題について真剣に議論し合って、意見交換をしているという場面が見られたのです。今まで中学校でこのような道徳の授業ってされていなかったと思いますので、そういう意味では、かなり中学校での道徳の授業の質が高まっているなというのを感じて、とても嬉しかったです。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

谷部委員、お願いします。

○谷部委員 昨年、教育指導課や先生方に働きかけて、参加者が多くなるようにしていただきたいとお願いをいたしました。そうしましたら、小学校では3倍もの参加者になっていて、すごいなと思います。

やはり昨今不幸な事件に巻き込まれることもありますので、そういった点でも道徳は豊かな心だけではなく幅広いところがあると思います。より一層ご指導いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 ご指摘のとおり、様々な事件がございますので、豊かな心を育むとともに、SNS等のトラブルも防止できるよう、しっかりと教育を行ってまいりたいなと思っております。

○教育長 よろしいですか。

○谷部委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わります。

次に、報告事項等の3「葛飾区体育施設条例の一部改正について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項の3「葛飾区体育施設条例の一部改正について」説明を申し上げます。

1「概要」でございます。本区の体育施設条例において、体育施設の利用料金は「体育目的で使用する場合」又は「体育目的以外で使用する場合」の利用区分に応じて、利用料金限度額を定めております。これに加えて、施設によって「入場料その他これに類する料金を徴収する場合」及び「興行を目的とする場合」の利用料金限度額を定めております。

そのため、これまで営利を目的とした有料のスクール事業については「体育目的で使用する場合」の利用料金を適用しておりました。今後、適正な利用料金とするために利用区分及び利用料金限度額を見直すものであります。

2の「利用区分及び利用料金限度額案の検討」でございます。利用区分及び利用料金限度額については、区内の他施設や近傍類似の施設を参考に検討し、4月の使用料等見直し検討委員会に付議し、6月の第2回区議会定例会に体育施設条例の改正案を提出する予定でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の3を終わります。

次に、報告事項等の4「バルサアカデミー葛飾校への対応について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等の4「バルサアカデミー葛飾校への対応について」の説明を申し上げます。

まず資料は、1ページをご覧ください。本件は、今後のバルサアカデミー葛飾校に対する本区の対応について、ご報告するものでございます。令和7年3月28日に、株式会社Amazining Sports Lab Japanから令和7年3月31日をもって一般財団法人キッズチャレンジ未来との契約関係を解除し、バルサアカデミー事業に一切関与しないことについて

て、合意確認書添付の上、報告書が提出されました。

3 ページの別紙 1 をご覧ください。3 ページが報告書、4 ページが添付された合意確認書になります。内容としましては、1、事業譲渡契約書は令和 7 年 3 月 31 日をもって解除する。2、事業譲渡契約書第 2 条に規定する譲渡価額の残額金の支払いは行わない。事業譲渡契約書第 7 条に規定する業務委託費用の支払いは行わない。4、2 者間で締結している契約を全て解除する。5、上記以外の金銭及びこれに類するものの授受は行わないという内容になっております。

1 ページにお戻りください。次に、地域貢献活動として、令和 7 年 3 月 22 日に、株式会社 Amazing Sports Lab Japan から、2025 年度の年間事業計画が提出されました。内容としては、無料運動教室の実施、学校等訪問教室の実施、区主催のスポーツイベントへの協力、少年少女を対象としたスポーツイベントの実施、自治町会行事への協力。2 ページに進んでいただき、葛飾区民の入会者増への取組、葛飾区サッカー協会との協力関係の構築に向けた取組という内容の提案でございました。

提出資料は別紙の 5 ページ、6 ページの年間事業計画のとおりでございます。こちらについては、現在、区とは協定関係はございませんが、葛飾区で活動する以上、地域貢献活動を継続するという提案を頂いております。

2 ページ目にお戻りください。次に、東金町運動場多目的広場の利用承認についてです。令和 7 年 3 月 31 日付けで株式会社 Amazing Sports Lab Japan から体育施設期間前受付申請書が指定管理者宛てに提出され、使用申請を申請期間前に受け付ける件に関する基準のうち、「その他、委員会が特に必要と認めた場合」を適用し、同日付けで東金町運動場多目的広場の 4 月分の利用を承認しました。

承認内容については、令和 7 年 4 月 1 日から 30 日まで、土曜日・日曜日及び祝日を除く 16 時半から 21 時 30 分です。

令和 6 年度からの変更点ですが、令和 6 年度は毎週木曜日のみ 16 時 30 分から 21 時 30 分まで、毎週月曜日、火曜日、水曜日、金曜日は昼の 13 時 30 分から 21 時 30 分までの利用申請となっていましたが、令和 7 年度は全ての曜日について 16 時 30 分から 21 時 30 分までの利用申請となりました。申請書は 7 ページの別紙 3、それに対する指定管理者からの回答が 9 ページの別紙 4 のとおりです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問がございましたら、お願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の 4 を終わります。

以上で、本日の議事は全て終了となりますけれども、その他何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和7年教育委員会第4回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 13時50分